

附 録 関 係 法 規

国勢調査の指定 1960年8月22日
告示 第213号

統計法（1954年立法第43号）第2条に基づき、次の統計を指定統計として指定する。

指 定 番 号	名 称	作 成 者
指定統計第14号	1960年国勢調査	行 政 主 席

1960年国勢調査規則 1960年8月22日
規則 第95号

統計法（1954年立法第43号）第5条第2項に規定する国勢調査を実施するため、同法第20条の規定に基づき1960年国勢調査規則を次のとおり定める。

（趣 旨）

第1条 統計法（1954年立法第43号）第5条第2項の規定による1960年に行う国勢調査（以下「1960年国勢調査」という。）については、この規則の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この規則において「琉球列島」とは、琉球政府章典（1952年布令第68号）第1条に規定された地域をいう。

2 この規則において「常住地」とは、同一の場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間（以下この項において「居住期間」という。）が3月以上にわたる者については、その場所をいい居住期間が3月に満たない者については、その者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の常住地とみなす。

- 一 学校教育法（1958年立法第3号）第1条に掲げる学校に在学している者通学のため宿泊している場所
- 二 生活保護法（1953年立法第55号）第39条第2項養老施設、第3項救護施設に入所している者その宿泊している場所
- 三 身体障害者福祉法（1953年立法第81号）第5条第1項の施設に入所している者その宿泊している場所
- 四 児童福祉法（1953年立法第61号）第7条に規定する児童福祉施設に入所している者その宿泊している場所
- 五 民間及び公営の医療施設に3月以上入院している者その入院している場所
- 六 船舶に乗り組んでいる者で陸上に住所を有する者その住所
- 七 未決収容者を除く受刑者その収容している場所

3 この規則において「住居」とは、人が住んでいるか、人が住めるように造られたか又は造りなおされたりしている建物又は設営物の一部又は全部で、他人の居住部分をとらずに街路、共通の通路、共同広場又は広間等に入出でき、更に他人が自由に出入できず他と独立に居住生活ができていようになっているものをいう。ただし、社会施設、公共施設、福祉施設、合宿所、寄宿舎等の収容者の居住部分は、その人員、建物の数にかかわらず一つの住居とみなす。

4 この規則において「世帯」とは、住居及び生計をとにする者の集り又は、独立して生計を維持する単身者をいう。ただし、前項の社会施設、公共施設、福祉施設、合宿所、寄宿舎等の収容者は当該施設の収容者全員を一世帯とみなす。

5 この規則において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

- 6 この規則において「世帯主」とは、第四項本文に規定する世帯を主宰する世帯員をいう。
- 7 この規則において「世帯の代表者」とは、第四項ただし書きにより一世帯とみなす世帯を代表する世帯員をいう。
- (調 査 時)

第3条 1960年国勢調査は、1960年12月1日午前零時(以下「調査時」という。)現在によつて行なう。

(調査の対象)

第4条 1960年国勢調査は、調査時において琉球列島内に常住地を有する者について行なう。ただし、次の各号に該当するものは、この調査から除外する。

- 一 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- 二 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐留する者及びこれらの者の家族
- 三 軍施設内に住所を有する非琉球人及びその配偶者又はその子となつてゐる琉球人

2 調査時前に琉球列島内の港湾を発し、調査時後3日以内に琉球列島内の港湾に入つた船舶に乗り組んでいる者で、その船舶に常住する者については、これを調査時において、琉球列島内に常住地を有する者とみなす。

(調査の方法)

第5条 1960年国勢調査は、世帯ごとに行なう。

(調査事項)

第6条 1960年国勢調査は国勢調査票により、次に掲げる事項を調査する。

- 一 現住所
- 二 氏名
- 三 世帯主との続柄
- 四 男女の別
- 五 出生の年月日
- 六 本籍地
- 七 就学状況及び最終卒業学校(在学者は、その在学中の学校)の種類
- 八 配偶関係
- 九 配偶者(届け出をしないが事実婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を有し又は有したことのある女子の婚姻(事実上の婚姻関係を含む。)の継続期間及びその出生児数
- 十 1946年11月30日までに生まれた者について、1960年11月24日から同30日までの7日間における就業状態、就業時間、従業先の名称及び事業の内容、仕事の内容並びに従業上の地位
- 十一 世帯について
 - (1) 使用室の所有関係
 - (2) 家賃間代
 - (3) 使用室数
 - (4) 畳数
 - (5) 人員数

十二 住居について

- (1) 住居の種類
 - 居住目的個人用、居住目的集団用、非居住目的の別
- (2) 居住目的個人用について
 - 利用状況、利用目的、家事用用水施設の種類、台所、便所、炊事用熱源の種類照明の種類、住居の規模、世帯数及び居住人員数、屋根の種類、壁の種類
 - 腐朽破損の程度

一三 建物について

- (1) 建て方
- (2) 建築の時期
- (3) 建物の規模
- (4) 世帯数及び居住人員数

(申告の義務)

第7条 世帯主又は世帯の代表者は前条の調査に当り、同条第一項各号に掲げる事項について申告しなければならない。ただし、世帯主又は世帯の代表者以外の世帯員に係る事項で、国勢調査調査員(以下「国勢調査員」という。)が当該世帯員の申告によらなければ調査することができないと認めたものについては、当該世帯員が申告しなければならない。

2 国勢調査員は調査に当り、世帯主又は世帯の代表者が存しないとき、又は不在のときは、その世帯について事実上世帯を代表する者、又はこれに準ずる者を指定することができる。

3 第1項本文の規定は、前項の指定を受けた者に準用する。

4 申告は、国勢調査票の各項について、国勢調査員の質問に答えることにより行うものとする。

5 第4条に規定する調査の対象となつてゐる者で、前条第1項各号に掲げる事項について調査が行われなかつた者、又は重複して調査が行なわれた者は、その旨を1960年12月15日までに市町村長に届け出なければならない。

(調査の執行及び機関)

第8条 市町村長は、1960年国勢調査を行なうため、行政主席の指揮監督を受け、当該市町村の区域内における国勢調査指導員及び国勢調査員の指揮監督、調査票の収集その他調査の実施に伴う事務を行なう。

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第9条 1960年国勢調査を行なうため、統計法第11条第1項の統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、行政主席が任命する。

3 国勢調査指導員及び国勢調査員は行政主席の指定する調査地域に企画統計局長が配置する。

4 国勢調査指導員は、国勢調査員の指導及び調査票の審査その他国勢調査の実査に附帯する事務を行なう。

5 国勢調査員は、その担当区域内にある世帯及び住居について、調査票の作成及びこれに附帯する事務を行なう。

(事務を行なう期間)

第10条 国勢調査指導員及び国勢調査員が前条第4項、第5項の事務を行なう期間は、1960年11月1日から同年12月末日までとする。

(調査票の提出)

第十一条 国勢調査員は、市町村長に対しその定める期限までに、市町村長は、行政主席に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及び関係書類を提出しなければならない。

(事故のときの処理)

第十二条 天災地変その他避けることのでさない事故のため、国勢調査員が第十条に規定する期間内にその事務を行ない、又はこれを完結することができないときは、市町村長はただちにその旨行政主席に報告しなければならない。この場合において、市町村長は、同条の規定にかかわらず、行政主席の認可を経て地域を限り、国勢調査員が第9条第5項の事務を行なう期間を別に定め、又は第10条に規定する期間を延長することができる。

2 市町村長は前項の規定により別の期間を定め、又は期間を延長したときは、これを告示しなければならない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

一九六〇年国勢調査の実施に関する告示 1960年8月22日
告示 第214号

統計法（1954年立法第43号）第7条第1項の規定に基づき、1960年国勢調査を次のとおり実施する。

一 首 題

1960年国勢調査

二 調査の目的、事項、範囲、時期及び方法

1 目 的

統計法第5条第2項の規定に基づき、1960年国勢調査を行ない各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

次の事項を調査する

- (1) 現 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 世帯主との続柄
- (4) 男女の別
- (5) 出生の年月日
- (6) 本 籍 地
- (7) 就学状況及び最終卒業学校（在学者はその在学中の学校）の種類
- (8) 配偶関係
- (9) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有し、又は有したことのある女子の婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）の継続期間及びその出産児の数
- (10) 1946年11月30日までに生まれた者について、1960年11月24日から30日までの7日間における就業状態、就業時間、従業先の名称及び事業の内容、仕事の内容並びに従業上の地位

(1) 世帯について

使用室の所有関係、家賃間代、使用室数、使用畳数、人員数

(2) 住居について

(イ) 住居の種類

居住目的個人用、居住目的集団用、非居住目的の住居

(ロ) 居住目的個人用について

利用状況、利用目的、家事用用水施設の種類、台所、便所、炊事用熱源の種類、照明の種類、居住の規模、世帯数及び居住人員数、屋根の種類、壁の種類腐朽破損の程度

(3) 建物について

建て方、建築の時期、建物の規模、世帯数及び居住人員数

3 調査の時期

1960年12月1日午前零時現在による。

4 調査の範囲

(1) 調査の時期に琉球列島内（琉球政府章典第1条に規定された地域）に常住地を有するものについて調査する。ただし、次の各号に該当するものはこの調査から除外する。

- (イ) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
 - (ロ) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐留する者及びこれらの者の家族
 - (ハ) 軍施設内に住所を有する非琉球人及びその配偶者又はその子となつてゐる琉球人
- (2) 調査時前に琉球列島内の港湾を発し、調査時後3日以内に琉球列島内の港湾に入つた船舶に乗り組んでいる者で、その船舶に常住する者については、これを調査時において、琉球列島内に常住地を有する者とみなす。

5 調査の方法

行政主席の任命した国勢調査員が世帯を巡回し、他計申告の方法によつて悉皆調査を行なう。

6 集計方法

集計は、企画統計局において行なう。

三 結果の公表

概数人口は市町村別に1961年1月末日までに、確定人口は、市町村別に1961年6月末日までにそれぞれこれを公報で告示する。

世帯属性、社会属性、経済属性に係る集計は、1964年6月末日までに集計を完了し、結果、報告書を刊行する。

訓 令

1960年国勢調査執行心得 1960年8月22日
訓 令 39号

1960年国勢調査執行心得次のとおり定める。

目 次

第1章 市町村長

第1節 総 則

第2節 国勢調査指導員及び国勢調査員の内申

第3節 国勢調査員の指導

第4節 準備調査の指揮

第5節 本調査の指揮

第6節 調査書類の審査

第7節 市町村提出明細書の作成及び調査書類の提出

第8節 国勢調査指導員及び国勢調査員の事故のときの処置

第2章 国勢調査指導員

第1節 総 則

第2節 国勢調査員の指導

第3節 調査書類の検査

第3章 国勢調査員

第1節 総 則

第2節 準備調査

第3節 本 調 査

第4節 調査書類の検査及び提出

補 則

第1章 市町村長

第1節 総 則

第1条 市町村長の職務は、次のとおりとする。

一 国勢調査指導員及び国勢調査員の内申

二 国勢調査員の指導

三 準備調査の指揮

四 本調査の指揮

五 調査書類の審査

六 市町村提出明細書の作成及び調査書類の提出

七 国勢調査指導員及び国勢調査員の事故のときの処置

八 前各号に附帯する事務

第2節 国勢調査指導員及び国勢調査員の内申

第2条 市町村長は、国勢調査指導員及び国勢調査員として適当な者を、それぞれその候補者として行政主席に内申しなければならない。

第3節 国勢調査員の指導

第3条 市町村長は、国勢調査員に対し、国勢調査の指導その他調査上心得なければならない事項を指示しなければならない。

2、市町村長は、国勢調査指導員に国勢調査員を指導させるため、国勢調査員を招集しなければならない。

第4節 準備調査の指揮

第4条 市町村長は、国勢調査員にその担当する調査区内の世帯及び住居の概数に応じ、所要の準備調査票用紙、調査区要図用紙、住居及び世帯確認票用紙を交付し、1960年11月26日から同月28日の間にその担当する調査区内の準備調査を行なわせなければならない。

第5条 市町村長は、第16条によつて申し出があつた場合は、その旨をすみやかに行政主席へ申し出て指揮を請わなければならない。

第5節 本調査の指揮

第6条 市町村長は、1960年12月1日から同月7日までの間に国勢調査員にその担当する調査区内の本調査を行なわせなければならない。

第6節 調査書類の審査

第7条 市町村長は、国勢調査員が提出した調査書類を審査しなければならない。

第8条 市町村長は、調査書類の審査の結果、記入に重複、脱漏若しくは誤りがあることを発見したとき、記入の文字が不明であるとき又は再調査の必要があると認めたときは、国勢調査員にこれを訂正若しくは加筆又は再調査するように指示しなければならない。

第9条 市町村長は、調査書類の審査の結果、調査漏れの世帯若しくは世帯員があると認めたとき、又は調査を受けていない旨の届出があつたときは、国勢調査員にこれに関する調査をするように指示しなければならない。

第7節 市町村提出明細書の作成及び調査書類の提出

第10条 市町村長は、前節の手続を終つたときは、本調査票及び準備調査票により市町村提出明細書を二部作成しなければならない。

第11条 市町村長は、本調査票1部、準備調査票2部、調査区要図2部に前条の市町村提出明細書を添付し、行政主席に12月31日までに提出しなければならない。

第12条 市町村長は、前条の書類を提出した後に、それらの書類の記入事項に関して行政主席から照会があつたときは、国勢調査指導員若しくは、国勢調査員であつた者に聞きただし又は実地に調査してすみやかに答申しなければならない。

第8節 国勢調査指導員及び国勢調査員の事故のときの処置

第13条 市町村長は、第17条による申し出があつた場合はすみやかにその旨を行政主席へ報告しなければならない。

第14条 市町村長は、第29条による申し出があつた場合は、調査に支障のないようすみやかにその措置を講じなければならない。

ない。

第2章 国勢調査指導員

第1節 総 則

第15条 国勢調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて次の職務を行なう。

- 一 国勢調査員の指導
- 二 調査書類の検査
- 三 前各号に附帯する事務

第16条 国勢調査指導員は、その指導する国勢調査員の担当する調査区と隣接する調査区との間に重複、脱漏若しくは所屬不明の地域があると認めたとき又は第27条の規定による申し出があつたときは、その旨を市町村長にすみやかに申し出て指揮を請わなければならない。

第17条 国勢調査指導員は、病気その他の事故のため、その職務を行なうことができないときは、ただちにその旨を市町村長に申し出なければならない。

第2節 国勢調査員の指導

第18条 国勢調査指導員は、国勢調査に対し本調査票、準備調査票調査区要図及び提出明細書の記入の仕方その他調査上心得なければならない事項を説明し、誤りのないよう懇切に指導しなければならない。

第19条 国勢調査指導員は、市町村内の他の国勢調査指導員と連絡を密にし、互に協力しなければならない。

第3節 調査書類の検査

第20条 国勢調査指導員は、国勢調査が提出した調査書類を検査しなければならない。

第21条 国勢調査指導員は調査書類の検査の結果、その記入に重複脱漏若しくは誤りがあることを発見したとき、記入の文字が不明であるとき又は再調査の必要があると認めたときは、国勢調査員にこれを訂正若しくは加筆又は再調査するように指示しなければならない。

第22条 国勢調査指導員は、調査書類の検査の結果、調査漏れの世帯又は世帯員があると認めたときは、国勢調査員にこれに関する調査をさせなければならない。

第23条 国勢調査指導員は、調査書類を提出した後において、それらの書類の記入事項に関して市町村長から説明を求められたときは、国勢調査員に聞きただし、すみやかに答申しなければならない。

第3章 国勢調査員

第1節 総 則

第24条 国勢調査員は、市町村長の指揮監督及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当する調査区について次の職務を行なう。

- 一 準備調査
- 二 本 調 査
- 三 調査書類の検査及び整理提出
- 四 前各号に附帯する事務

第25条 国勢調査員は、世帯について職務を行なうときは、行政主席が交付する国勢調査員証を提示しなければならない。

第26条 国勢調査員は、世帯について職務を行なうときは、調査に必要でない事項を質問してはならない。

第27条 国勢調査員は、その担当する調査区とこれに隣接する調査区との間に重複、脱漏又は所在不明の地域があると認めたときは、ただちに国勢調査指導員に申し出なければならない。

第28条 国勢調査員は、あらかじめその担当する調査区内の巡回順路を定め、その順路に従つて準備調査及び本調査を行なわなければならない。

第29条 国勢調査員は病気その他のやむを得ない事故のため、その職務を行なうことができないときは、ただちにその旨を市町村長に申し出なければならない。

第2節 準 備 調 査

第30条 国勢調査員は、その担当する調査区内を巡回して次の準備調査の事務を行なわなければならない。

- 一 各住居について住居一連番号をつけ、その順序に従つて世帯の有無を調査する。
- 二 世帯について世帯一連番号をつけ、その順序に従つて世帯主又は世帯の代表者の氏名及び所在地を調査し、その結果を前号の住居一連番号とともに準備調査票及び調査区要図にそれぞれ所定の方法により記入する。
- 三 各世帯に国勢調査おぼえがきを配布し、その記入について説明を加えて依頼し、戸口に住居及び世帯確認票をはりつける。
- 四 世帯員の不在等によつて準備調査を行なうことができない世帯については重ねて訪問し、又は近隣の者に聞きただしてこれを行なわなければならない。

第3節 本 調 査

第31条 国勢調査員は、その担当する調査区内の各住居及び各世帯を巡回して次の本調査の事務を行なわなければならない。

- 一 準備調査で配布した国勢調査おぼえがきを参考にし、世帯主又は世帯の代表者に調査票の調査事項の順に質問し、その答申によつて調査票に記入する。
- 二 世帯員の不在等によつて調査を行なうことができない世帯については、重ねて訪問してこれを行なわなければならない。

第32条 国勢調査員は、本調査に際し、準備調査後に住居又は世帯に異動があつたことを発見したときは、準備調査票及び調査区要図の記入事項を訂正し、本調査を行なわなければならない。

第4節 調査書類の検査及び提出

第33条 国勢調査員は、各住居及び各世帯について本調査を終つたときはただちに本調査票の記入事項を検査し、重複、脱漏若しくは誤りがあることを発見したとき又は記入の文字が不明のときは、再調査の上これを訂正又は加筆しなければならない。

第34条 国勢調査員は、国勢調査票（準備調査票、調査区要図、本調査票）の検査を終つたときは、本調査票一部、準備調査票二部、調査区要図二部及び提出明細書を作成して市町村長に提出しなければならない。

第35条 国勢調査員は、調査書類を提出した後において、市町村長又は国勢調査指導員から説明を求められ又は再調査を命ぜられたときは、すみやかに答申又は調査を行なわなければならない。

附 則

第36条 市町村長、国勢調査指導員及び国勢調査員は、職務執行中知り得た事項を他に漏らし又は窃用してはならない。

統計法（^{1954年9月14日}立法第43号） 抜萃

施行 1954年7月1日

（指定統計）

第2条 この立法において「指定統計」とは、政府が作成する統計であつて、行政主席が指定し、その旨を公示した統計をいう。

（指定統計調査）

第3条 指定統計を作成するための調査（以下「指定統計調査」という。）は、この立法によつて行わなければならない。

2 この立法に定めるもの以外、指定統計調査について必要な事項は、規則でこれを定める。

（国勢調査）

第5条 政府が全住民について行う人口に関する調査で、行政主席が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

2 国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。

3 前項の期間の中間において、行政主席が必要と認めたときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

（申告の義務）

第6条 行政主席は、指定統計調査のため、人又は法人に申告を命ずることができる。

2 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治産者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代つて又は本人を代表して申告する義務を負う。

（指定統計調査の実施）

第7条 指定統計調査を行おうとするときは、行政主席は、左に掲げる事項について、あらかじめ公示しなければならない。

一 首 題

二 目的、事項、範囲、期日及び方法

三 その他、必要と認める事項

2 前項の調査を中止し、又は変更するときは、更にその旨を公示しなければならない。

（指定統計調査の実施に対する協力）

第8条 企画統計局が指定統計調査を行うに際して必要があるとは、関係部局、教育委員会、市町村長又はその他の者に対し、関係資料の提出その他の協力を求めることができる。

（統計調査員）

第11条 行政主席は、その行う指定統計調査のため必要があるときは、統計調査員をおくことができる。

2 統計調査員に関する事項は、規則でこれを定める。

（実地調査）

第12条 この立法による指定統計調査に従事する者及び前条に掲げる者は、指定統計調査のため必要な場所に立ち入り、あらかじめ公示した事項について検査をなし、調査資料の提供を求め又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、

その職務を示す証票を示さなければならない。

（秘密の保護）

第13条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第14条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

（資料の保存）

第15条 前条の規定による調査票の保存は、企画統計局長がしなければならない。

（指定統計調査の事務委任）

第16条 政府は規則の定めるところにより、統計調査の実施に関する事務の一部を教育委員会又は市町村長に委任することができる。

（結果の公表）

第17条 指定統計調査の結果はすみやかに公表しなければならない。但し必要と認めた場合は、これを公表しないことができる。

（罰 則）

第18条 左の各号の1に該当する者は、6箇月以下の懲役若しくは禁錮又は15ドル以下の罰金に処する。

一 第6条の規定により申告を令ぜられた場合、故意に申告を怠り、又は虚偽の申告をした者。

二 第6条の規定により申告を令ぜられた調査につき申告を妨げた者。

三 第12条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者。

四 指定統計調査に従事する者又はその他の者で、指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者。

第19条 左の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役又は15ドル以下の罰金に処する。

一 企画統計局又はその他の部局、教育委員会、市町村の職員その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職にあつた者が、その職務執行に関して知り得た人又は法人及びその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし又は窃用したとき。

二 前号に掲げた者が、第17条に規定する結果を、指定統計調査実施者の承認を得ることなく、公表期日以前に、他に漏らし又は窃用したとき。

統計法施行規則

(1954年11月26日規則第75号) 抜萃

(指定統計調査票)

第1条 統計法(1954年立法第43号。以下「法」という。)第2条及び第5条の規定により公示された指定統計を作成するために用いる調査票には、公示された指定番号及び指定統計の名称を記載しなければならない。

(統計調査員の職務)

第2条 法第11条に定める統計調査員は、企画統計局長又は法第16条の規定により委任された者の指揮監督を受け指定統計調査の調査票の配付及び収集その他指定統計調査に関する事務に従事する。

(実地調査事項)

第3条 法第3条2項の規定に基いて定める規則には、法第12条の規定により公示した事項を明記しなければならない。

(結果の公表の方法)

第5条 法第17条の規定による公表は、「公報」、「琉球統計報告」その他の刊行物で行う。

2 「公報」及び「琉球統計報告」以外の刊行物で公表を行う場合には、行政主席は、当該刊行物の名称及び発行の年月日を公報で公表しなければならない。

(教育委員会又は市町村長に委任する事務)

第6条 法第16条の規定により政府が教育委員会又は市町村長に委任できる事務は、申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配付、収集、調査票その他関係書類の作成、保管及び送付並びに指定統計調査の実施に伴う事務とする。